

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年12月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第5号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第37条を次のように改める。

(通勤定期券の発売)

第37条 通勤定期券は、通勤定期券の旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により通勤定期券を購入しようとする旅客は、必要事項を記入した市バス・地下鉄通勤定期券申込書（以下「通勤定期券申込書」という。）を提出しなければならない。

3 通勤定期券申込書の様式は、第1号様式1のとおりとする。

第37条の次に次の4条を加える。

(通学定期券の発売)

第37条の2 通学定期券（甲）は通学定期券（甲）の旅客運賃により、通学定期券（乙）は通学定期券（乙）の旅客運賃により、通学定期券（丙）は通学定期券（丙）の旅客運賃によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により通学定期券（甲）、通学定期券（乙）又は通学定期券（丙）（以下「通学定期券」という。）を購入しようとする旅客は、必要事項を記入した市バス・地下鉄通学定期券申込書（以下「通学定期券申込書」という。）を提出するとともに、住所を証明する書類及び通学先の代表者が発行する次の事項についての証明書を各年度の最初の購入時に提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧通学定期券と引き換えて購入することができる。

氏名、年齢、部科、課程及び学年

通学区間

通学先の所在地

3 通学定期券申込書の様式は、第1号様式2のとおりとする。

(通勤通学定期券の発売)

第37条の3 通勤通学定期券(甲)は通勤通学定期券(甲)の旅客運賃により、通勤通学定期券(乙)は通勤通学定期券(乙)の旅客運賃によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により通勤通学定期券(甲)又は通勤通学定期券(乙)(以下「通勤通学定期券」という。)を購入しようとする旅客は、通勤定期券申込書及び通学定期券申込書を提出するとともに、前条第2項に定める書類及び通勤先の代表者が発行する次の事項についての証明書を各年度の最初の購入時に提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧通勤通学定期券と引き換えて購入することができる。

通勤区間

通勤先の所在地

(定期券の種類又は通用区間の変更の請求があった場合の取扱い)

第37条の4 定期券を所持する旅客が当該定期券の種類又は通用区間の変更を請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 新たな種類又は通用区間に係る通勤定期券申込書又は通学定期券申込書、もしくはその両方を收受し、新たに定期券を発売する。

(2) 旅客の所持する定期券について、定期旅客運賃の払いもどしをする。

(補充乗車証の発行)

第37条の5 停電、故障等の事故のため、定期券発行機による定期券の発売ができなくなった場合は、定期券を購入しようとする旅客に対して補充乗車証を発行する。

2 前項の規定により補充乗車証の発行を受けようとする旅客は、通勤定期券の購入者にあつては第37条第2項に定める申込書を提出し、通学定期券の購入者にあつては第37条の2第2項に定める申込書を提出するとともに書類及び証明書を提示し、通勤通学定期券の購入者にあつては第37条の3第2項に定める申込書を提出するとともに書類及び証明書を提示し、かつ、乗車区間に対応するそれぞれの定期旅客運賃を支払わなければならない。

3 補充乗車証を所持する旅客は、その希望する定期券と引き換えなければならない。

4 補充乗車証により乗車することのできる期間は、発行日から起算して3日間とする。

5 補充乗車証の様式は、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第3号様式のとおりとする。

第39条を次のように改める。

(定期券の一括発売)

第39条 同一の事業所に通勤し、又は指定学校に通学する旅客に対しては、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定して定期券を一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期券を一括して購入しようとする事業所又は指定学校の代表者は、通勤定期券を購入する場合は各人別の通勤定期券申込書を、通学定期券を購入する場合は各人別の通学定期券申込書を、通勤通学定期券を購入する場合は各人別の通勤定期券申込書及び通学定期券申込書を作成し、指定した発売日の5日前までに一括して提出しなければならない。

第53条第1項第3号ア中「同法第6条の2」の右に「の2」を加える。

第54条を次のように改める。

(特定割引通勤定期券の発売)

第54条 特定割引通勤定期券は、特定割引通勤定期券の旅客運賃により乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により特定割引通勤定期券を購入しようとする旅客は、第37条第2項に定める申込書を提出しなければならない。

第54条の次に次の2条を加える。

(特定割引通学定期券の発売)

第54条の2 特定割引通学定期券(甲)は特定割引通学定期券(甲)の旅客運賃により、特定割引通学定期券(乙)は特定割引通学定期券(乙)の旅客運賃により、特定割引通学定期券(丙)は特定割引通学定期券(丙)の旅客運賃によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により特定割引通学定期券(甲)、特定割引通学定期券(乙)又は特定割引通学定期券(丙)(以下「特定割引通学定期券」という。)を購入しようとする旅客は、第37条の2第2項に定める申込書を提出するとともに書類及び証明書を提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧特定割引通学定期券と引き換えて購入することができる。

(特定割引通勤通学定期券の発売)

第54条の3 特定割引通勤通学定期券(甲)は特定割引通勤通学定期券(甲)の旅客運賃により、特定割引通勤通学定期券(乙)は特定割引通勤通学定期券(乙)の旅客運賃によりそれぞれ乗車する旅客に対して発売する。

2 前項の規定により特定割引通勤通学定期券(甲)又は特定割引通勤通学定期券(乙)(以下「特定割引通勤通学定期券」という。)を購入しようとする旅客は、第37条の3第2項に定める申込書を提出するとともに書類及び証明書を提示しなければならない。

なお、当該年度内の継続購入は、同一の種類で有効期限が翌年度の4月1日をまたがらない場合に限り、旧特定割引通勤通学定期券と引き換えて購入することができる。

第60条第1項第3号ア中「同法第6条の2」の右に「の2」を加える。

次の1様式を加える。

第1号様式（第37条及び第37条の2関係）

1 市バス・地下鉄通勤定期券申込書

（表面）

市バス・地下鉄通勤定期券申込書		京都市交通局	
氏名	姓	名	歳
	※ カタカナでご記入ください。		男 女
連絡先	※ 連絡のつきやすい番号を記入してください。		
支払方法	現金 ・ クレジット ()		
種別	<input type="checkbox"/> 市バス	<input type="checkbox"/> 地下鉄	<input type="checkbox"/> 近鉄
	<input type="checkbox"/> 市バス・地下鉄全線定期	<input type="checkbox"/> 京阪本線	<input type="checkbox"/> 京阪バス
乗車区間	<input type="checkbox"/> 市内中心フリー	<input type="checkbox"/> 岩倉	<input type="checkbox"/> 高槻
	+	<input type="checkbox"/> 高槻北大	<input type="checkbox"/> 桂
鉄道	駅～ 駅		
新規継続区分	新規 ・ 継続	お持ちの定期は、 月 日まで有効	
使用開始日 及び有効期間	年 月 日から 年月		
※記載された個人情報は、定期券拾得時など、お客様へご連絡する場合や、申込内容を確認するために使用いたします。 ※記載されたお客様の個人情報は、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用や個人データの第三者への提供はいたしません。			
券No.			
備考			
裏面も必ずお読みください。			

（裏面）

ご 案 内	
定期券の再発行について	
定期券を紛失・盗難された場合、再発行することはできません。また、破損や汚損の場合、定期券の状態により再発行できない場合がありますので、大切にご利用ください。	
定期券の払い戻しについて	
定期券を払い戻す場合は、運転免許証や健康保険証など、本人確認書類をお持ちの上、定期券発売所までお越しください。また、クレジットカードで購入された定期券を払い戻す場合は、本人確認書類のほか、購入時に使用したクレジットカードと売上票レシートが 必要 となります。（クレジットカード決済された定期券については、購入された鉄道会社での払戻しとなります。）	
お問い合わせ 三島京阪定期券発売所 075-752-6071 月～土 7:30～19:30 日祝日 9:00～17:00 ※年末年始（12/31～1/3）は休み	

備考 縦21.0センチメートル・横14.8センチメートルとする。

2 市バス・地下鉄通学定期券申込書

(表面)

市バス・地下鉄通学定期券申込書		京都市交通局	
氏名	姓	名	性別 男 女
	※ カタカナでご記入ください。		
自宅住所	〒		電話
	※ 連絡のつきやすい番号を記入してください。		
通学先	学校名	学部・学年	郵便年
	学生No.		
支払方法	現金 ・ クレジット ()		
種別	<input type="checkbox"/> 大学(甲) <input type="checkbox"/> 中高(乙) <input type="checkbox"/> 小学(丙)		<input type="checkbox"/> 近鉄 京阪本線 京阪大津線 <input type="checkbox"/> 京都市バス 京阪バス 京阪東横田線
	<input type="checkbox"/> 市バス <input type="checkbox"/> 地下鉄		
乗車区間	バス	～	駅
新規 継続	区分	新規 ・ 継続	お持ちの定期は、 月 日まで有効
使用開始日 および有効期間	年 月 日から	隔月	1・2・3学期
※記載された個人情報は、定期券発給時など、お客様へご連絡する場合や、申込内容を確認するために使用いたします。 ※記載されたお客様の個人情報は、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用や個人データの第三者への提供はいたしません。			
券No.			
備考			
裏面も必ずお読みください。			

(裏面)

ご 案 内	
定期券の再発行について	定期券を紛失・盗難された場合、再発行することはできません。また、破損や汚損の場合、定期券の状態により再発行できない場合がありますので、大切にご利用ください。
定期券の払い戻しについて	定期券を払い戻す場合は、運転免許証や健康保険証など、本人確認書類をお持ちの上、定期券発売所までお越しください。また、クレジットカードで購入された定期券を払い戻す場合は、本人確認書類のほか、購入時に使用したクレジットカードと売上票レシートが必須となります。(クレジットカード決済された定期券については、購入された鉄道会社での払戻しとなります。) なお、別途払戻手数料が必要です。
通学定期券の購入について	通学定期券は、お住まいの最寄駅(停留所)から学校最寄駅(停留所)間とします。年度初めに購入される場合 - 通学先が記入・押印した新年度の通学証明書と定期券発売所へ提出してください。 なお、通学証明書により確認できない項目がある場合は、学生証等をご提示いただく場合があります。 年度内において、引き続き同じ区間の定期券を購入される場合 - 現在お持ちの定期券と引き換えに定期券を発行いたします。 なお、お持ちの定期券の有効期間から2箇月以上経過している場合は、通学証明書が必要となります。 - 年度をまたがる定期券については、有効期間が5月1日を起えない範囲にて発売いたします。 なお、有効期間が5月1日を超える定期券を購入される場合は、新年度の通学証明書又は旧年度の通学証明書の適用期限を学校印により修正したものをお持ちください。
お問い合わせ	三條京阪定期券発売所 078-752-6071 月～土 7:30～19:30 日祝日 9:00～17:00 ※年末年始(12/31～1/3)は休み

備考 縦21.0センチメートル・横14.8センチメートルとする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(交通局営業推進室)